

2015年度も、複雑かつ多岐にわたる消費者問題に対応できる活動を続けてまいります。

2015年度・第1回幹事会議事録

日時：2015年8月31日（月）13:30～15:30

会場：生協ユーコープしずおか県本部会議

1. 報告承認事項

今年度の地方消費者団体グループ・フォーラムのブロック
実行委員会に江崎事務局長を代表で送ることを決めました。

2. 検討事項

(1) 2015年度活動計画の具体化

- ① 10周年記念事業として、シンポジウム開催、記念誌の発行と宣伝活動の
実施を決めました。今後、内容をそれぞれの委員会で具体化していきます。
- ② 入門講座 現在決まっている講座準備をすすめる。
- ③ 上級者講座 10月17日（土）、1月16日（土）に開催を予定する。
- ④ 対策講座 来年の消費生活相談員資格試験に向けた講座準備をすすめる。

(2) 消費者契約法改正運動（仮称）への参加の呼びかけに、消費者ネットとして
登録することを決めました。

3. 情報交換

- ① 消費者問題ネットワーク
- ② 消費者教育フェスタ～高校生・大学生が取り組む消費者教育～

日時：10月18日（日）13:00～17:00 会場：文部科学省3階講堂
静岡大学消費生活研究サークルが報告します。



次回幹事会

平成27年11月16日（月）

10時～12時

生協ユーコープしずおか県本部

※オブザーバー参加ご希望の方は事務局
局まで

～消費者ネット 定期学習会～

日時：平成27年10月17日（土）

午後2時～4時

内容：消費者の契約トラブルを事例にした
学習会です。

会場：静岡県司法書士会館

参加費：500円

問合せ：消費者問題ネットワーク事務局

7・24学習会報告 消費生活相談員資格制度について その2
～「現行の3資格保持者・現場の円滑な移行措置の内容」について～

★3 資格のいずれかを有する者・・・

- ① 直近5年間で通算して1年以上、地方公共団体や企業等で実務経験がある場合
⇒ 指定講習不要（附則第3条1項）
- ② 通算して1年以上、地方公共団体や企業等で実務経験あり、ただし、直近5年間では半年のみ等の場合 ⇒ 指定講習の修了が条件（附則第3条1項）
- ③ 通算して1年以上、地方公共団体や企業等で実務経験なし
⇒ 指定講習の修了が条件（附則第3条2項）

★ 試験の一部免除措置

④ 資格の有無に関わらない

A：新資格試験受験申込時に現職

B：新資格試験受験申込時に直近5年間で通算して1年以上、地方公共団体での実務経験あり

⇒ A・Bともに「消費生活相談の実務に関する科目」の一部免除

⑤ 3資格のいずれかを有する者（A・Bにあてはまらないもの）

⇒ 指定講習修了を条件として「消費生活相談の実務に関する科目」の一部免除

※ 指定講習・・・この制度が施行される2016年4月から2021年3月末までに実施され、この講習を終了したものは、制度施行後5年内に限り合格者とみなされる。

全国消費者団体連絡会からの消費者契約法改正運動（仮称）への参加呼びかけ
～高齢化社会・情報化社会にふさわしい消費者契約法のルールを求めます～

消費者契約法は、2000年に制定されたものですが、それ以降の15年で社会も大きく変化し、私たちの契約を取り巻く問題状況も明らかになってきています。こうした変化に対応し、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等のあり方を見直し、消費者の利益の擁護をすすめていくことが必要です。

既に8月11日、消費者委員会消費者契約法専門調査会の「中間とりまとめ」が公表されました。この後の同専門調査会での審議や消費者庁での法案化、国会審議などを通じて、高齢者被害やネット取引被害を含めた、現実に社会に存在する多くの消費者被害を予防・救済できる中身の法改正にしていかなければなりません。そうした目標に向けて幅広いネットワークによる運動を呼びかけます。

消費者委員会消費者契約法専門調査会の「中間とりまとめ」

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/doc/201508_chuukan.pdf